

被害者の心情に配慮した
性暴力の証拠物取扱いマニュアル
(概要版)

平成27年2月

性暴力の証拠物の取扱い検討ワーキングチーム会議
(事務局:大阪府政策企画部青少年・地域安全室)

目 次

I. 検討の背景・趣旨	1
II. 性暴力の被害者の現状と課題	3
1. 性暴力とは	3
2. 性暴力の被害者の現状	3
3. 病院拠点型の性暴力救援センターの必要性	4
4. 性暴力の被害者の証拠物が採取・保管されるルート	6
III. SACHICOにおける性暴力被害者への支援	10
1. SACHICOの特徴	10
2. SACHICOにおける支援員の役割	10
(1) 支援員による24時間体制での電話相談	10
(2) 被害者がSACHICOに来所したときの支援員の対応(診察前)	11
(3) 被害者がSACHICOに来所したときの支援員の対応(診察後)	11
IV. SACHICOにおける性暴力の証拠物の採取	12
1. 性暴力の証拠物の採取	12
2. 被害者がSACHICOに来所した際の産婦人科医師の対応	12
(1) 問診・記録	12
(2) 被害者の同意	12
(3) 検査	12
(4) 全身検査①	12
(5) 全身検査②	12
(6) 記録	13
(7) 診断書の発行	13
(8) 診察後の対応	13
3. SACHICOで今後検討すべき証拠物	14
4. 性暴力の被害者に対する配慮	14
V. SACHICOでの性暴力の証拠物の保管	15
1. 被害者の同意	15
2. 保管方法	15
VI. SACHICOで保管した証拠物の提出(警察へ届出の意思を示した場合)	15
1. SACHICOが保管した証拠物を警察に提出した事例	15
2. SACHICOから警察に証拠物を提出する手順・手続き	15
3. 留意事項	15
VII. まとめ(今後の課題)	17
1. SACHICOの取組みの周知	17
2. 医療機関との連携による性暴力被害者支援ネットワークの強化	17
3. 性暴力の加害者・被害者を生み出さない取組みの推進	18
(1) 地域防犯活動の促進	18
(2) エンパワメントの向上	18
(3) 性犯罪の再犯防止	19

被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル(概要版)

I. 検討の背景・趣旨

- 性犯罪の証拠物の採取・保管については、すでに捜査機関である警察が、犯罪捜査及び犯人検挙を目的に、取扱要領などを定めている。また、証拠物については、警察が産婦人科医師に証拠物採取の協力を求めることとしており、その手順・手続き等については、「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル」(日本産婦人科医師会)などが定められている。
- しかし、強姦罪や強制わいせつ罪などの性犯罪は「親告罪」(刑法第180条)であり、被害者の告訴が訴訟要件となっているが、被害者は、身体的・精神的ダメージの大きさや被害者自身の置かれた状況等により、警察への届出(通報、相談、申告、被害届の提出などを含む。以下同じ。)を躊躇する場合が多い。(表1参照)
このため性暴力の多くが認知されないまま、潜在化、深刻化しているおそれがある。

(表1)「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成24年4月、内閣府)

■異性から無理やりに性交された被害の相談先(複数回答)	
友人・知人に相談した	18.7%
家族や親戚に相談した	9.7%
警察に連絡・相談した	3.7%
警察以外の公的な機関に相談した	2.2%
民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラーなど)に相談した	0.7%
医療関係者(医師、看護師など)に相談した	0.7%
学校関係者(教員、養護教員など)に相談した	0.7%
その他	2.2%
どこ(だれ)にも相談しなかった	67.9%
無回答	3.7%

- 一方、性暴力によって残された証拠物は、被害を受けてから早期に、採取・保管されないと証拠物としての価値を失うおそれがある。
- 大阪府内においては、NPO法人「性暴力救援センター・大阪SACHICO」(以下、SACHICO)が、病院拠点型のレイプクライシスワンストップセンター(性暴力救援センター)として、平成22年4月から全国に先駆けて性暴力の被害者の相談や治療を行っている。

SACHICOでは、性暴力の被害者に対し、警察への届出も選択肢の一つとして示しているが、被害者が警察への届出を躊躇した場合であっても、被害者の心情に十分配慮したうえで、警察に届出を行った場合と同様に証拠物の採取・保管を行っている。

- 被害者の心情に配慮しつつ、性暴力への厳正な対処と被害の潜在化・深刻化を防止するためには、警察や医療機関、司法関係者などの関係機関が、こうしたSACHICOの手法について情報共有するとともに検証を行い、その手法を広げていくことが必要である。
- こうしたことから、平成 26 年度に内閣府が創設したモデル事業（「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」）の一環として、大阪府、SACHICO、大阪産婦人科医会、大阪地方検察庁、大阪府警察、法医学者、弁護士などで構成するワーキングチームを設置し、SACHICOの手法を参考にして、「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」をとりまとめた。

Ⅱ. 性暴力の被害者の現状と課題

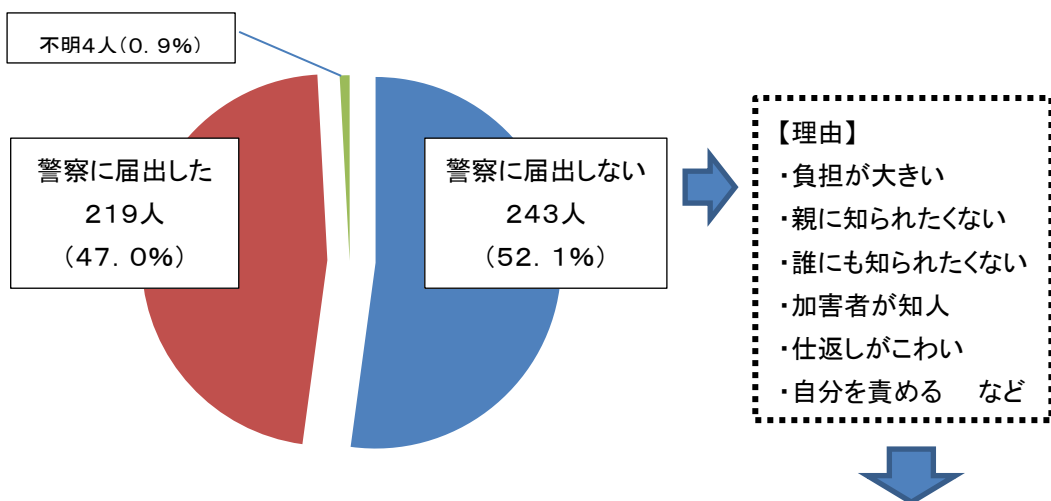
1. 性暴力とは

- 性暴力とは、身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの。
(参考)「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(2009年7月、国連経済社会局女性の地位向上部)
- SACHICOでは、同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力としている。
SACHICOがかかわる性暴力は、下記の3者が主要なものとなっている。
 1. 他人からのレイプ・強制わいせつ
 2. 家庭の中での子どもへの性的虐待
 3. パートナーからの性暴力
- 性犯罪とは、刑法などで定められた強姦罪や強制わいせつ罪などの犯罪をいう。

2. 性暴力の被害者の現状

- SACHICOに来所した性暴力の被害者466人(2010年4月～2014年3月)のうち、警察に届出を行った割合は47.0%となっている。

(表2) SACHICOに来所したレイプ・強制わいせつの被害者 466 人の内訳



ある程度の時間が経過した後、警察へ届出の意思を示す被害者もいる。
このため、被害者の心情に配慮しつつ、性暴力の証拠物の採取・保管が必要となる。

- なお、表1に示した「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成24年4月、内閣府)によると、「異性から無理やりに性交された被害」について警察に連絡・相談した割合は3.7%に止まっている。一方、どこ(だれ)にも相談しなかった割合は67.9%と圧倒的に多い。
こうした点を考慮すると、性暴力の被害者の中には、警察に届出をせず、SACHICOにも相談ができない被害者がまだ相当数いるということが推定される。

3. 病院拠点型の性暴力救援センターの必要性

- 被害者からの証拠物の採取は、現状では一般的に産婦人科医師が行う。
このため、被害者から警察に届出があった場合には、警察から産婦人科医師に協力を求めて被害者から証拠物などを採取し、科学捜査研究所において鑑定などを行い、警察が保管する。
- しかし、被害者が警察に届出しない場合は、被害者が産婦人科医師の治療を受けても証拠物の採取・保管は行われず、被害が潜在化するおそれがある。
- SACHICOは、病院内に拠点を設けて産婦人科医師が対応する「病院拠点型」の性暴力救援センターとして、被害者に対し、相談や医療、ケアなどの支援を行うとともに、被害者が警察への届出を躊躇した場合であっても、被害者の同意を得て証拠物の採取・保管を行っている。
- 警察への届出を躊躇する被害者が多いということを考慮すると、SACHICOのような病院拠点型の性暴力救援センターが、被害者の心情に配慮しながら証拠物の採取・保管を行っていることは、被害者が心身を回復し、将来的には性暴力への厳正な対処を求めた場合に、それを可能にするものであり、被害の潜在化を防止するという観点からも社会的意義(公益的な価値)が大きい。

【参考】平成 26 年度 国の施策・予算に対する大阪府の提案・要望(抜粋)

大阪府においては、平成 26 年 6 月に実施した「平成 26 年度 国の施策・予算に対する大阪府の提案・要望」において、以下のとおり、「性犯罪被害者支援体制整備の推進」を掲げている。

「性犯罪被害者支援体制整備の推進」

- ◇ 性犯罪による被害の潜在化を抑止していくためには、被害者が声を上げやすい環境づくりを進めていくことが重要であり、全国的にも取組が進められている。とりわけ、大阪府内においては、NPO 法人が「性暴力救援センター・大阪」を設立し、全国に先駆けて民間主導による病院拠点型ワンストップ支援センターとしての機能を果たし、被害者に対する相談から治療までの支援等において、多大な成果をあげている。こうした民間主体のワンストップ支援センターが継続的かつ安定的に運営されることで被害者支援等が一層進むよう、国において必要な財政支援措置を行うこと。

4. 性暴力の被害者の証拠物が採取・保管されるルート

○ 大阪府内においては、性暴力の被害者の証拠物が適切に採取・保管されるルートは、下表のとおり、「①被害者が警察に届出を行い、警察が医師に協力を求め証拠物の採取・保管を行う場合【警察への届出ルート】」「②被害者が警察への届出を躊躇してもSACHICOが被害者の同意を得て証拠物の採取・保管を行う場合【SACHICOへの相談ルート】」の複線型となっている。

※ なお、こうした病院拠点型の性暴力救援センターが置かれていない都道府県では、「被害者が警察に届出する場合」の単線型のルートでしか証拠物の採取・保管は行われず、性暴力被害が潜在化・深刻化するリスクが高いと考えられる。

(表3) 性暴力の被害者の証拠物が採取・保管される複線型のルート

		【警察への届出ルート】 被害者が警察に届出を行い、警察が医師に協力を求め証拠物の採取を行う場合	【SACHICOへの相談ルート】 被害者が警察への届出を躊躇してもSACHICOが証拠物の採取・保管を行う場合
実施主体	証拠物の採取	産婦人科医師 * 警察の協力要請による。	SACHICOの医師
	証拠物の保管	警察	SACHICO
具体的な事例		<p>①警察官が被害者に付き添って医師を訪問するケース(医師が証拠物を採取後、警察官に提出。以下同じ。)</p> <p>②医療機関に治療に訪れた被害者が警察への通報の意思を示し、医師が警察に連絡して警察官が駆けつけるケース。</p> <p>③その他、医師が証拠物を採取し、警察に提出するケース。【注1】</p>	<p>①被害者がSACHICOへの電話相談を経て来所し、警察への届出を躊躇するケース(SACHICOが証拠物を採取・保管。以下同じ。)</p> <p>②関係機関(学校、児童相談所等)の紹介により、電話相談を経てSACHICOに来所した被害者が警察への届出を躊躇するケース。</p> <p>③SACHICO以外の医療機関に治療に訪れた被害者が警察への届出を躊躇し、医師がSACHICOを紹介するケース</p> <p>④SACHICO以外の医療機関で証拠物を採取し、SACHICOが保管するケース。【注2】</p>
留意点		<p>・SACHICOに相談・治療に訪れた被害者が警察に届出する場合、SACHICOの医師が警察と連携して対応する場合もある。(SACHICOは24時間対応をしているため、夜間であっても警察官に通報し来てもらうことがある。)</p>	<p>・SACHICOは、被害者に対して、警察への届出も選択肢の一つとして示しているが、被害者が躊躇した場合は、被害者の心情に配慮し、被害者の同意を得て証拠物の採取を行っている。</p>

【注1】

警察庁は、平成26年10月から、全国5カ所の都道府県の医療機関に「性犯罪証拠物採取キット」を配付し、警察への届出を躊躇している性犯罪の被害者が望む場合には、医療機関が採取した証拠物を警察が匿名で預かり、保管する取り組みを試験的に実施している。

【注2】

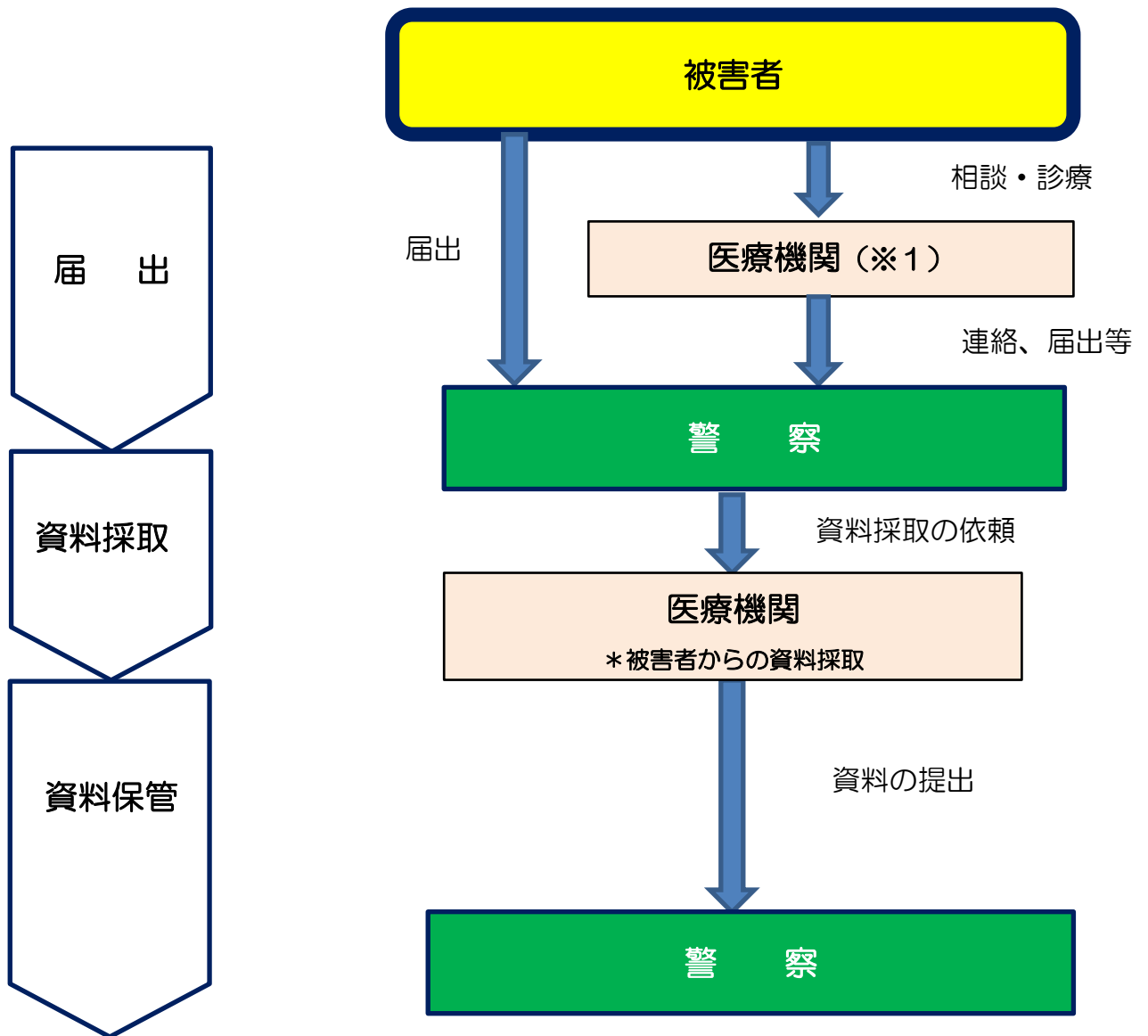
SACHICOでは、他の医療機関において採取された性暴力の証拠物を預かり、保管したケースがある。この場合、証拠物の価値が失われないようにするため、混同防止や第三者の介入防止などの措置を適切に行うための手続きや手法について引き続き検討を進める必要がある。

また、性暴力の被害者が警察への届出を躊躇した場合、地域の産婦人科等の医療機関においても、被害者の相談や治療、ケアなど迅速かつ効果的な支援が適切に行われるようにするため、SACHICOと医療機関との連携による性暴力被害者支援ネットワークの強化について検討を進めていく必要がある。

- 被害者が警察に届出を行い、早期に被害者の心情に配慮した証拠物の採取・保管が行われれば、犯罪捜査や犯人検挙において性暴力・性犯罪への厳正な対処が期待できる。
- 一方、性暴力の被害者は、精神的に大きなショックを受けており、また被害者の置かれた状況等により警察への届出を躊躇する場合も多い。
こうした場合においては、SACHICOのような病院拠点型の性暴力救援センターが、被害者の心情に十分配慮したうえで、被害者の同意を得て証拠物の採取・保管を行うしか道がない(仮に、一般の医療機関が証拠物採取を行ったとしても、保管するための設備を有していない。)
- 性暴力については警察へ連絡・相談する割合が小さい(表1参照)という現実を踏まえると、被害者の心情に配慮しつつ性暴力の潜在化、深刻化を防ぐためには、SACHICOのような証拠物の採取・保管の取り組みを全国に広げていくことが求められている。

(表4) 被害者が「警察に届出をする場合」と「届出を躊躇した場合」

警察に届出をする場合

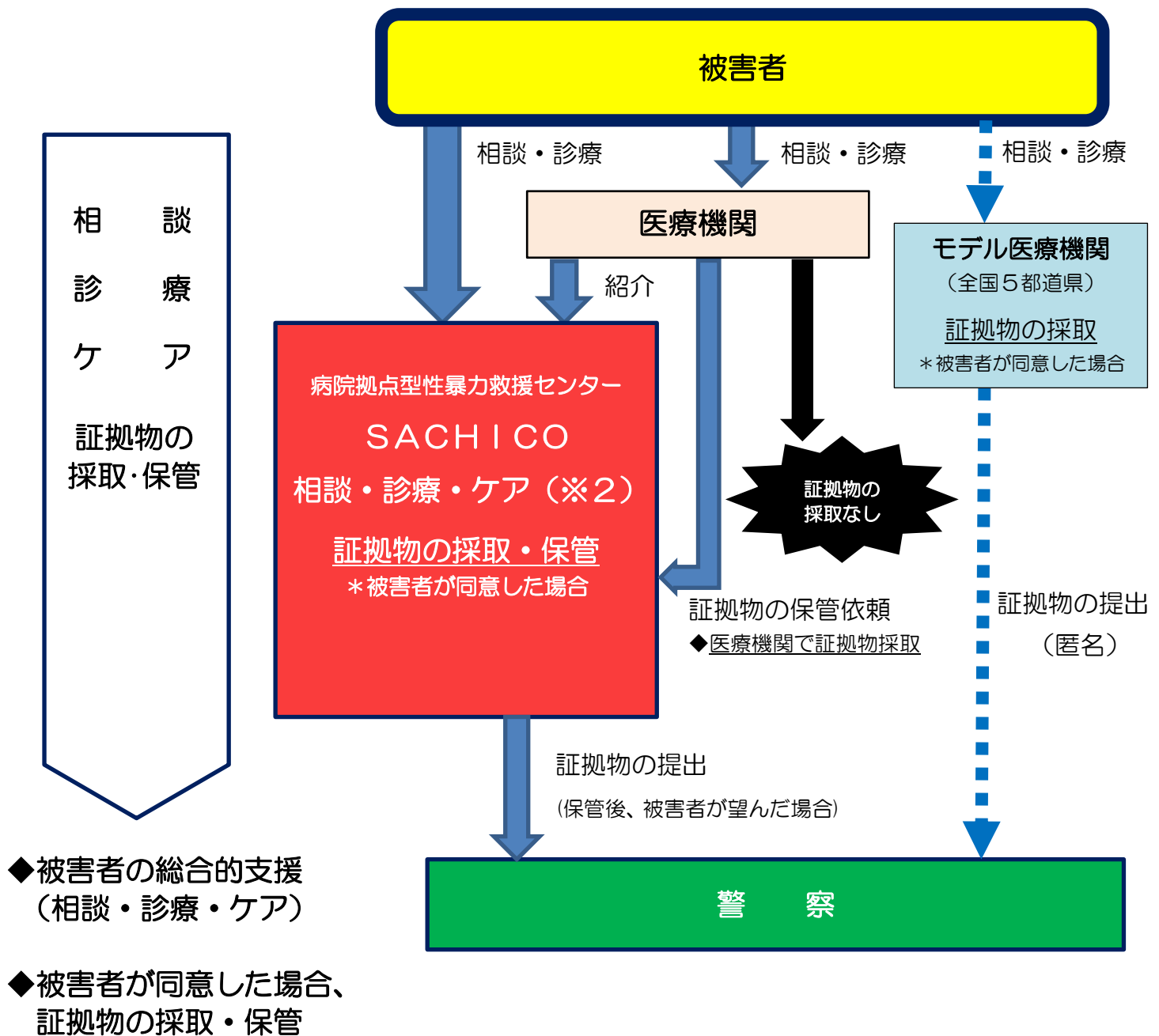


◆犯罪捜査

◆犯人検挙

(※1) SACHICOを含む医療機関に相談に訪れた被害者が、その場で警察への届出意思を示し、医師が警察に通報して、採取した資料を警察に提出する場合もある。

警察への届出を躊躇した場合



(※2) SACHICOでは、診察や性感染症検査などの医療対応後、その後のケアや対応を来所にて相談できる。(精神科の受診、民間カウンセリング、弁護士等の紹介など)

Ⅲ. SACHICOにおける性暴力被害者への支援

1. SACHICOの特徴

- SACHICOでは、病院拠点型の性暴力救援センターとして、産婦人科医師を中心とする医療対応はもちろん、その前後で訓練された女性支援員(*)による被害者の視点を大切にした支援があるため、被害者は心身の回復をはかられながら診察・検査・証拠物採取に臨むことができる。
また、診察後も支援員がさまざまな支援をおこなうことで、性感染症検査等にかかる再受診にもつながると考えられる。さらに、職員ではない支援員という存在を受け入れている病院のさまざまな協力体制があってこそ成り立っているという点も重要である。

(*) SACHICOの女性支援員は、性暴力被害者の支援員養成講座(全17回、約40時間のプログラム)を受講後、面接を受け、実地研修を行った後に相談業務に従事する。

- なお、病院拠点型では、1カ所で支援員による支援と産婦人科を中心とする医療対応が受けられ、さらに、被害者の意思によっては警察に来てもらうこともできるなど、被害者が複数の関係機関へ移動することなく、必要な対応を受けられる。したがって、本来の意味での「ワンストップセンター」としての機能を果たすことができる。
- 性暴力被害者からの証拠物採取における対応は、被害者が病院拠点型ワンストップセンターに電話を架けてこられた時点から既に始まっている。そして、被害者が同センターに来院し、支援員との面談を経て、産婦人科医師から診察や検査の内容について事前に説明を受け、自身で納得・同意・選択して証拠物採取に臨めることが重要である。
このように、単に証拠物を採取するのみでなく、被害者の心情や思いを尊重した対応を24時間体制でおこない、急性期から中長期的支援まで提供しているところが病院拠点型ワンストップセンターである性暴力救援センター・大阪(SACHICO; Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka)の特徴である。

2. SACHICOにおける支援員の役割

(1) 支援員による24時間体制での電話相談

性暴力救援センター・大阪 SACHICO
24時間ホットライン
072-330-0799

- 支援員は、性暴力の被害者から電話相談があれば、相談内容をしっかり聴き取る。
- 支援員は被害時期を確認し、その後の対応は被害者のニーズに基づいて進める。
 - ①被害から72時間以内であれば、速やかな来所を促す。
→性感染症検査に加え、緊急避妊薬(ピル)処方により高い確率で妊娠を防ぐことができる。

- ②被害から 72 時間を経過し、1 週間以内であれば、できるだけ速やかな来所を促す。
→性感染症検査に加え、場合によっては子宮内避妊器具 (IUD) 留置により妊娠を防ぐことができる。
- ③被害から 1 週間経過後であっても、被害者の状況に応じて来所を促す。
→産婦人科診療(性感染症検査、妊娠の診察等)
→民間カウンセラーによるカウンセリング、臨床心理士や精神科医師による心理・精神療法を提供・紹介できる。
※SACHICOでは基金により 5 回分無料となるカウンセリングクーポンを発行している。
※精神科治療もSACHICO内で受診可能である。
→被害者が法的対応を望む場合は、弁護士を紹介できる。
→行政的な手続を望む場合は、支援員が自治体の窓口等へ付き添うこともできる。

■支援員は被害者からの電話が終了後、ケースシートにその内容を記録する。

(2)被害者がSACHICOに来所したときの支援員の対応(診察前)

- 支援員は、受付から病院スタッフに案内された被害者を SACHICO 内の面談室へ通し、座る場所を被害者自身に決めてもらう。
- 被害者に対し支援員の役割について説明し、被害者が落ち着いて自身のペースで来所の経緯やその思いを話せるよう支援する。
* 場合によっては横になって休んでももらうこともできる。
- 被害者の話に傾聴しつつ、適宜、その言葉を繰り返したり質問したりして、被害内容の確認や抱えている思いの整理を手伝う。
- 産婦人科医師との問診・面談の際、被害者の近くで付き添っても良いかを確認する。
- 支援員の得た情報は診察にあたる医師に伝え、被害者が何度も同じことを言わなくてよいようにする。

(3)被害者がSACHICOに来所したときの支援員の対応(診察後)

- 産婦人科医師は、検査結果説明および残りの検査のため、被害者と相談のうえ、次回受診(再診)日を決め、予約枠を確保する。支援員は、産婦人科医師から次回予約(再診)日が書かれた予約票をもらい、被害者に手渡しつつ、再度日時を確認する。
また、診察や検査等について分からなかったことがなかったか尋ねる。質問があれば、理解しやすいように分かりやすい言葉を使って説明する(内容によっては医師に再度確認する)。
- 支援員から被害者に、SACHICO等のパンフレット(心身の回復に関する情報等を記載したものを)を必要に応じて手渡す。
* 周囲で支える人たち向けに作られたパンフレットを被害者に付き添ってきた家族等に必要に応じて手渡す。

IV. SACHICOにおける性暴力の証拠物の採取

- ◎概要版では、主にIV章、V章に記した証拠物の採取及び保管に関する「検査器材」「検査方法」「留意事項」などについて、以下の理由により内容を省略している。
- ◆犯罪の予防や捜査に支障が生じるおそれのある情報が含まれているため。
- ◆一般に公開しないことを前提にSACHICOから提供された情報が含まれているため。
- ※性暴力被害者の支援機関や医療機関、警察、司法、行政機関などの関係機関には、必要に応じて全体版を配付する。

1. 性暴力の証拠物の採取 (略)

2. 被害者がSACHICOに来所した際の産婦人科医師の対応

- 産婦人科医師は、支援員が被害者から聴き取った内容を把握し、支援員から引き継ぐ。
- 産婦人科医師は、支援員に案内された被害者に椅子をすすめ、自己紹介し、診察を始める。
※ 産婦人科医師は、診察・検査内容および警察への届け出等について被害者の意思を確認する。(被害者が警察へ届出るか否かにかかわらず、同様に必要な診察・検査・治療を行う。)

(1)問診・記録 (略)

(2)被害者の同意 (略)

(3)検査 (略)

(4)全身検査① (略)

(5)全身検査② (略)

(6)記録

①カルテの作成

- 産婦人科医師は、カルテ(および専用のレイプカルテ)に診察・検査所見等を記録する。
- 被害者の言葉はそのまま記載する。
- 医師のスケッチ(人体図等含む)は、有用な証拠となり得るので、文字による描写とともにカルテに記載しておく。
- 写真を撮影した場合は、そのデータを厳重に管理する。

②留意事項 (略)

(7)診断書の発行

①記載内容

- 医学的診察・検査所見等に基づいて客観的に記載する。
医師の見解・判断を書くこともできる。

②留意事項 (略)

(8)診察後の対応

- 産婦人科医師は、検査結果の説明および継続的診療のため、被害者と相談のうえ、次回受診(再診)日を決め、予約枠を確保する。

3. SACHICOで今後検討すべき証拠物 (略)

- 被害者が警察への届出を躊躇した場合、下記の証拠物についてもSACHICOで採取・保管を行うことについて今後、検討を行う。

4. 性暴力の被害者に対する配慮

- SACHICOは病院拠点型の性暴力救援センターとして、病院の全面的なバックアップのもと、診療の前後には支援員が寄り添いながら、被害者に二次被害(*)を与えないように十分に配慮し、産婦人科等の医師が診察を行っている。

(*)二次被害:

性暴力等の被害に遭った者が、その後、周囲から、あるいは、関係諸機関で不適切な対応をされ、さらに、傷つく体験をすること。

- 被害者が警察への届出を躊躇した場合でも、被害者の心情に配慮しつつ、被害者の同意を得て証拠物の採取・保管を行っている。

【証拠物採取をおこなう医療者の姿勢】

- ・ 医療者は、捜査をおこなう立場でも、事実認定をおこなう立場でもないことを自覚し、被害者(通常の医療現場では患者)の意に沿った対応を提供する。
- ・ 被害者がどんな反応や言動を示しても、大きなストレスに曝された当然の結果としてそのありのままの状態を受けとめる。
- ・ 被害者が何事もなかったかのようにみえても解離等を起こしている可能性があるため、注意深く観察し、必要があれば、適切なカウンセリングや心理・精神療法を提供できる部門や機関へつなぐ。

- SACHICOにおける取り組みの結果、再診が必要な被害者の約9割がSACHICOに再度来所し、必要な診察・検査を受けている。

SACHICO以外の医療機関では、再受診する被害者が少なく、初診時におこなった検査結果を伝えられなかったり、性感染症検査が最後まで適切に実施できなかったりすることが問題となっている。SACHICOと医療機関との連携による性暴力被害者支援ネットワークの強化について検討を進めていく必要がある。

V. SACHICOでの性暴力の証拠物の保管

1. 被害者の同意 (略)

- 被害者に対し、証拠物の保管について説明し、同意を得る。

2. 保管方法 (略)

VI. SACHICOで保管した証拠物の提出(被害者が警察へ届出の意思を示した場合)

1. SACHICOが保管した証拠物を警察に提出した事例 (略)

- SACHICOでは、警察への届出を躊躇する被害者について、本人の同意を得て証拠物の採取・保管を行っている。
- 被害者の中には、被害があった当初は警察への届出を躊躇していたものの、SACHICOの支援員によるサポートや心のケアなどを経て、警察への届出の意思を示す被害者もいる。
- なお、SACHICOがこれまで警察に提出した証拠物については、加害者の特定に寄与したケースもある。

2. SACHICOから警察に証拠物を提出する手順・手続き

- 証拠物を保管している被害者から、警察への届出の意思表示が示された場合、警察への証拠物の提出についての同意書を作成してもらう。
- 被害者から、同意書の提出があった場合、SACHICOから所轄の警察署に連絡し、証拠物を提出する。

3. 留意事項

- 警察への証拠物の提出については、被害者の心情に配慮し、被害者の立会は任意とする。被害者は、別途、警察に届出を行う。(事情聴取等は、必要に応じて後日、警察が行う。)

- SACHICOにおいて保管した証拠物については、還付不能となるため、採取・保管した医師が所有権(還付請求権)放棄の手続きをとり、警察に任意提出する。

- SACHICOにおいて証拠物の採取・保管のスキルを高めていくためにも、SACHICOが警察に提出した証拠物の検査結果などについては、警察から何らかのフィードバックがなされる仕組みが必要である。

VII. まとめ(今後の課題)

- 被害者に配慮しつつ性暴力の被害の潜在化・深刻化を防ぐためには、被害者が警察への届出を躊躇した場合であっても証拠物の採取・保管が適切に行われるように、SACHICOが行っている手法を広げていく必要がある。

以下、そのために今後検討すべき課題について整理した。

1. SACHICOの取組みの周知

- 被害者は、身体的・精神的ダメージの大きさや被害者の置かれた状況等により、警察への届出を躊躇するケースが多い。

SACHICOでは、被害者が警察への届出を躊躇した場合であっても、支援員が被害者に寄り添い、被害者の心情に十分に配慮したうえで、警察に届出を行った場合と同様に証拠物の採取・保管を行っている。

被害の潜在化や深刻化を防ぐためにも、被害者が一次的に相談に訪れると考えられる関係機関(医療機関、学校、児童福祉施設など)に対し、SACHICOの取組みについて十分に周知を行う必要がある。

- SACHICOのように証拠物の採取・保管を行っている病院拠点型の性暴力救援センターは全国でも極めて少数である。(巻末資料参照)

被害の潜在化、深刻化を防ぐことは全国共通の課題であり、本稿で示してきたSACHICOによる証拠物の採取・保管の手法やスキルについて、全国の都道府県や性暴力救援センターに周知し、被害者が警察への届出を躊躇した場合でも、証拠物の採取・保管がなされる複線型のルートを広げていく必要がある。

2. 医療機関との連携による性暴力被害者支援ネットワークの強化

- 被害者が警察への届出を躊躇した場合、地域の産婦人科等の医療機関においても、被害者の相談や治療、ケアなど迅速かつ効果的な支援が適切に行われるようにするため、SACHICOと医療機関との連携により性暴力被害者支援ネットワークを強化していく必要がある。

3. 性暴力の加害者・被害者を生み出さない取組みの推進

- 被害者を生み出さないためには、被害を未然に防いだり、加害者を生み出さないための再犯防止対策を強化していくことが求められている。
- 大阪府においては、平成 24 年 10 月に「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を施行し、大阪府警察や市町村と連携して地域防犯活動の促進や取締りの強化に取り組むとともに、再犯防止に向けて、刑期満了者に対する専門プログラムに基づく治療教育の機会の提供などに取り組んでいる。

(1) 地域防犯活動の促進

- ・大阪府では、「子どもの犯罪被害ゼロ」を目指して、平成 21 年度から知事部局に「青少年・地域安全室」を新設し、大阪府警察から 15 名の警察官を派遣(このうち 7 名は府内の 7 ブロックにおかれている大阪府土木事務所と兼務)してもらって、地域防犯活動の促進に取り組んでいる。
- ・大阪府における全国に例のない取組みとしては、市町村や警察と連携し、小学校の余裕教室などを活用して地域の防犯ボランティアの活動拠点となる「地域安全センター」の開設を促進し、防犯教室や防犯パトロールなどの地域防犯活動を支援している(平成 26 年 9 月末現在で、府内の約 1,000 小学校の 6 割が開設済み)。
- ・また、子どもや女性を犯罪から守るため、大阪府は市町村と共同で、住宅地や通学路への防犯カメラの設置をおこなう自治会等に補助を行い、防犯カメラの普及に努めている。
- ・大阪府警察においては、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」に基づき、性犯罪の前兆となる「声かけ」や「つきまとい」などの行為を規制している。また、「子ども・女性安全対策班」の設置や第二科学捜査研究所の開設など性犯罪の捜査体制の強化を図っている。
- ・引き続き、性犯罪を未然に防いでいくため、大阪府、市町村、警察、自治会、防犯ボランティアなどが連携して、地域における防犯活動を充実強化していく必要がある。

(2) エンパワメントの向上

- ・大阪府では、これまで学校教育の中ではあまり取り扱ってこられなかった子どもたちを取り巻く危険に関する情報(性暴力被害の現状やSACHICOにおける被害者支援、スマートフォンやSNS、コミュニケーションアプリに潜む危険、デートDV、児童虐待など)を映像化した「危険から子どもを守るDVD」を作成し、大阪府内のすべての小学校、中学校、高等学校、支援学校、保育所、幼稚園などに配付し、子どもたち自身が危険から身を守るために必要となる情報やスキルを身につけてもらうようにDVDの活用を働きかけている。
- ・また、大阪府では、SACHICO、警察とともに、学校の教職員を対象に、性暴力被害の現状や児童・生徒が被害に遭ったときの対応や支援について研修会を行っている。
- ・子どもたちが性暴力の被害に遭わないようにするため、学校教育における性教育も含め、子どもたち自身のエンパワメントを高めていく取組みが必要である。

(3) 性犯罪の再犯防止

- ・性犯罪については再犯リスクがあることが指摘されている。わが国では常習犯に対する予防拘禁制度はなく、刑事施設に収容されている性犯罪者も刑期満了後は社会に復帰する。このため、性犯罪を犯した者に対して徹底した治療教育を行うなどの再犯防止対策が重要となってくる。
- ・国は、平成 18 年から刑事施設や保護観察所において、刑期中の性犯罪者に対し「性犯罪者処遇プログラム」を実施している。しかし、刑期満了後は、こうした治療教育の機会を提供されていない。
- ・海外では、性犯罪の刑期満了者に対して法律により登録などを義務づけるとともに、社会的に孤立させないように、刑期満了後も治療教育の機会を提供するなど、再犯防止対策に積極的に取り組んでいる国が多い。
- ・大阪府においては、「子どもを性犯罪から守る条例」に基づき、18 歳未満の子どもに対して性犯罪を犯し、刑期満了後 5 年以内で大阪府内に住所を定める者に対し、届出義務を課している。また、再犯防止の観点から、届出を行った刑期満了者に対し、専門の支援員による相談や認知行動療法を用いた専門プログラムに基づく治療教育の機会を提供し、社会復帰を支援している。
- ・こうした性犯罪の刑期満了者に対する届出義務や再犯防止のための治療教育の機会の提供は、いわゆる「社会内処遇」として全国では大阪府だけが実施しているものであるが、性犯罪の再犯を防ぐことにより性暴力や性犯罪の被害者を生み出さないことは全国共通の課題であり、こうした再犯防止に向けた更生のための取組みを全国に広げていくことが必要である。

(参考)

大阪府子どもを性犯罪から守る条例(概要)

平成 24 年 10 月 1 日施行

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども(18 歳未満)に対する性犯罪の未然防止。 ・子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現。
<p>規制を行う行為</p> <p>◆13歳未満への禁止行為</p> <p>①不安を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甘言等を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。 ・義務のない行為を行うことを要求すること。 <p>②威迫する行為等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いいがかりをつけ、またはすぐむこと。 ・身体、衣服等をとらえ、またはつきまとうこと。 <p>※上記の行為を発見した者は、監督保護者に連絡し、警察に通報するように努めること。</p> <p>※①の常習者や②の行為者への罰則を規定。</p>	<p>社会復帰支援等</p> <p>◆住所等の届出義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども(18 歳未満)に対する性犯罪(*)を犯し、刑期満了後 5 年未満で大阪府内に住所を定める者に対し、届出義務を規定。 《届出事項》氏名、住所、罪名、刑期満了日、等 ※不届又は虚偽の場合、5 万円以下の過料。 <p>◆社会復帰支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は届出事項の確認ができた者に対し、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行う。 ・社会復帰支援を行うに当たっては、対象者の意に反して家族や近隣住民等にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない。
<p>啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は必要な広報その他の啓発を推進。 ・子どもを性犯罪から守る教育の充実に努める。 	<p>【子ども(18 歳未満)に対する性犯罪】</p> <p>強姦、強制わいせつ、準強姦、準強制わいせつ、集団強姦、強盗強姦、略取・誘拐(わいせつ目的)、児童ポルノ製造 等</p>
<p>※条例の運用にあたっては、性犯罪の被害を受けた子ども及びその関係者の名誉又は平穏な生活を害することのないよう十分配慮しなければならない。</p>	